

50歳以上の杉並区民のみなさまへ

たいじょうほうしん

带状疱疹ワクチン

任意予防接種費用の一部助成をしています

带状疱疹とは

- 水ぶくれを伴う発疹が、皮膚の神経に沿って帯状に出現する疾患です
- 50歳以上で発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するとされています
- 症状が治った後も長期間痛みが続く場合があります

ワクチンと助成内容

ワクチンの種類	乾燥弱毒生水痘ワクチン ビケン (生ワクチン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン シングリックス (不活化ワクチン)
助成対象	杉並区に住民登録している50歳以上の方	
接種回数	1回接種	2回接種 1回目の接種後、2か月後から6か月以内に2回目を接種します
助成額 助成回数	5,000円 1回	1回あたり 10,000円 2回(計20,000円)

費用助成を受けるには

- ① 杉並区と契約した区内の医療機関で接種の予約をします
- ② 医療機関の窓口で区内住所・年齢が確認できる書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）を提示します
- ③ 带状疱疹ワクチンを接種します
- ④ 窓口で上記の助成額を差し引いた金額を支払います
お支払い額は医療機関ごとに異なります。医療機関に確認してください

ご注意ください

- 費用助成は「いずれかのワクチン一方」「生涯に1度限り」です
- 区内の契約医療機関以外で接種する場合、助成は受けられません
- 予防接種後に費用請求する制度ではありません

区内契約医療機関など、詳しくは杉並区公式ホームページでご確認ください



杉並保健所保健予防課

